

松竹株式会社の開発事業においては、京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、現在、当該届出書の内容を公衆の縦覧に供しておりますが、下記のとおり縦覧期間及び意見書提出期限を延長することを公告します。

平成19年8月1日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 条例第6条において規定する開発事業者の氏名及び住所

松竹株式会社 代表取締役社長 迫本 淳一

東京都中央区築地4丁目1番1号

2 開発事業に係る区域の土地の地名地番及び面積

京都市右京区太秦御所ノ内町22他

22, 751.30平方メートル

3 開発事業に係る主な用途

映画スタジオ

4 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

5 縦覧期間及び時間

平成19年7月11日から平成19年8月6日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで

6 条例第8条第1項に規定する意見書の提出期限

平成19年7月11日から平成19年8月13日まで

(注) 上記意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び届出書の内容についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)